

低所得者支援給付金に関するお知らせ

【問合わせ】臨時特別給付金事業実施本部 ☎84-0600

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続くなか、これらの影響が大きい低所得者世帯の負担を軽減するための支援として以下のとおり給付金を支給します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【1】住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金



対象世帯

ID 1006993

令和5年12月1日(基準日)において、令和5年度住民税均等割のみの課税者または均等割のみの課税者と非課税者の世帯

※住民税非課税世帯等臨時特別追加給付金(7万円)との重複受給はできません。

※本市の住民税均等割額(一人あたり)は5,500円です。

給付額 1世帯あたり10万円

申請・給付方法 対象世帯へ受給資格等を確認する確認書を送付し、指定口座へ振込(手続必要)

《以下に該当する世帯は、確認書の送付対象とならないため、申請書等の提出が必要です。》

■世帯の中に一人でも未申告者がいる世帯

■本市で課税状況を判定できない世帯(令和5年1月2日以降の転入者を含む世帯など)

■DV等により住民票を移すことができない世帯

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請期限 6月28日(金)

【2】低所得者(臨時特別給付金の対象者)の子育て世帯に対するこども加算



対象者

ID 1006995

住民税非課税世帯等臨時特別追加給付金(7万円)または住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金(10万円)給付対象世帯の世帯主(同一世帯である18歳以下の児童)

給付額 児童1人あたり5万円

申請・給付方法 臨時特別給付金と同じ口座へ振込(手続不要)

支給時期 3月下旬から順次支給

高齢者の通いの場の運営を支援します



ID 1002563 【問合わせ】健康課 ☎84-0662

高齢者の通いの場を充実させ、介護予防を推進するため、令和6年度分の「通所型サービスB地域支え合い型補助事業」および「サロン活動等推進事業」の申請を受け付けます。

補助事業の概要

種類	通所型サービスB 地域支え合い型補助事業	サロン活動等推進事業
補助対象団体に関すること	◇要支援者等の介護予防・重症化予防のための活動を実施する団体(脳トレ、体操など)	◇高齢者が特技や趣味がなくても気軽に集うことができ、交流や孤立防止を目的としたサロン
参加者に関する実施条件	◇要支援1・2等の補助対象者が年間延べ10名以上利用することまたは事業対象者が年間延べ5割以上利用すること	◇年間の参加者(市内在住65歳以上)が延べ240人以上利用すること
回数・時間に関する実施条件	◇年間の実施回数が20回以上 ◇1回当たり1時間以上 ◇年間10か月以上にわたる事業の実施	

※補助金額など詳しくは、市ホームページをご確認ください。

申込期間 4月1日(月)～30日(火)

提出書類 指定の申請書類一式

提出場所 健康課 ※申請書は、健康課窓口または市ホームページにあります。